

令和4年度ハラスメントに関する概要について

(ハラスメント防止・対策委員会)

1 令和4年度の委員会活動状況

(1) 開催回数 4回(7月・11月・12月・3月)

(2) 審議事項

①令和3年度ハラスメント相談員連絡会議について(年次報告)

②令和3年度のハラスメント防止対策について(報告)

1)ハラスメント学外相談員による相談の実施

2)部局ごとのハラスメント防止研修会の実施

③令和4年度のハラスメント防止対策(依頼)

1)ハラスメント学外相談員による相談の実施

2)部局ごとのハラスメント防止研修会の実施

3)附属図書館における特集コーナー設置の依頼

※草薙図書館にて令和4年10～11月に人権に関するコーナーを設置

④ハラスメントに関する申立てに対する審議(1件)

(資料)

- ・相談員連絡会議による年次報告書
- ・リーフレット『ハラスメントの防止と解決のために』
- ・ハラスメント学外相談員制度のお知らせ
- ・令和4年度ハラスメント防止研修会の実施結果
- ・ハラスメント防止・対策委員会ニュースレターNo.13、14、15

2 今後の課題等

- ・ハラスメント相談員(教職員相談員・学外相談員)の制度周知及び相談技術向上
- ・受講者のハラスメントへの意識付けを高める防止研修会の実施

3 令和5年度の事業計画

- ・ハラスメント学外相談員制度の周知(毎月ユニパにて日程案内)
- ・ハラスメント教職員相談員向け研修会の開催
- ・各部局におけるハラスメント防止研修会の開催
- ・ハラスメント防止・対策委員会ニュースレターの作成・配布
- ・新任教職員へのハラスメント相談員制度等の説明

(参考) 静岡県公立大学法人第3期中期計画(抜粋)

第5 その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

2 社会的責任に関する目標を達成するための措置

- ・ハラスメントの根絶を目指し、相談窓口体制の充実や重層的な研修会等の実施により、防止・救済対策の強化を図る。(No. 82)

ハラスメント学外相談員制度のお知らせ

本学では、学内の教職員による相談制度のほか、学外相談員を配置して、ハラスメント相談に対応しています。

セクシュアル・ハラスメント、アカデミック・ハラスメント、パワー・ハラスメント、その他のハラスメントに関する相談を、学外の相談員が面談及び電話等で受け付けます。

〔※新型コロナウイルス感染症の感染状況により、対応が異なる場合がありますので、詳細は大学ホームページ、ユニバーサルパスポートによるメール配信内容を御確認ください。〕

学生の方も教職員の方も相談できます。匿名でも相談できます。秘密は厳守しますので、安心して相談してください。

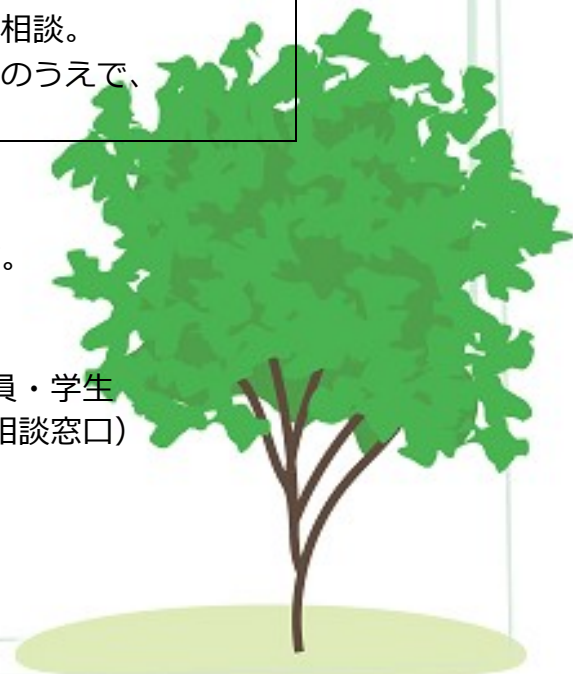
- 相談員：鈴木 美紀
- 開催日：<草薙キャンパス> 原則として毎週1回
<小鹿キャンパス> 原則として毎月2回
※毎月末、次月の日程を、大学ホームページ、ユニバーサルパスポートによるメール配信でお知らせします。
- 時間：10:00～17:00
- 場所：<草薙キャンパス> 図書館2階AV送出センター
<小鹿キャンパス> 事務・図書館棟1階学生相談室
- 申込方法：開催日に電話又は事前に電子メールにて、相談の日時を予約してください。

※コロナ感染症対策のため、当面の間、以下のとおり対応いたします。

- 電子メールで事前予約を入れてください。
- 基本は、学外相談員から指定のあった日時に電話相談。
- 対面相談を希望する場合は、感染防止対策に配慮のうえで、原則として30分以内といたします。

- 電話：<草薙キャンパス> 054-264-5811
<小鹿キャンパス> 054-202-2613
※開催日に電話で相談することもできます。
- E-mail：hmsoudan@u-shizuoka-ken.ac.jp

詳細については、大学ホームページ（学内専用>教職員・学生専用>様式・規程・各種マニュアル等>ハラスメント相談窓口）をご覧ください。



令和4年度ハラスメント防止研修会の実施結果

部局名	開催日時・内容	講師	対象人数	受講人数		受講率
				研修会	動画視聴等 個別対応	
(1)薬学部	厚生労働省あかるい職場応援団 パワーハラスメント オンライン研修受講 (10月3日～12月14日)		73		72	99%
(2)食品栄養科学部	9月12日(火) 13:30～14:30 ZOOM 「ハラスメント防止研修会」	名古屋大学ハラスメント相談センター 相談員 川村鯉江 氏	60	48	12	100%
(3)国際関係学部	12月20日(火) 13:00～14:15 ZOOM 「大学におけるハラスメントを学ぶ」	広島大学ハラスメント相談室 准教授 山内浩美 氏	59	56	3	100%
(4)経営情報学部	厚生労働省あかるい職場応援団 パワーハラスメント オンライン研修受講 (1月4日～1月31日)		31		30	97%
(5)看護学部	3月15日(水) 10:40～12:00 対面 「大学におけるハラスメント防止 ～ハラスメントを予防する職場作り～」	静岡県人権啓発センター 指導員 橋本美幸 氏	50	44	5	99%
(6)県大事務局	10月24日(月) 13:15～14:15 ZOOM 「職場におけるハラスメント予防」	弁護士法人立石塩谷法律事務所 弁護士 塩谷知一 氏	118	94	24	100%
(7)短期大学部・ 事務部	12月1日(木) 16:00～17:00 対面 「キャンパス・ハラスメントについて」	静岡県人権啓発センター 指導員 橋本美幸 氏	49	28	21	100%

静岡県立大学ハラスメント防止・対策委員会
ニュースレター2022年10月発行 NO.14



みなさん、こんにちは。

静岡県立大学・静岡県立大学短期大学部には、地域社会からの期待に応え、信頼される大学づくりのため、教職員の教育研究活動に関する法令の遵守、教育研究倫理の徹底及び社会的良識をもった公正・公平かつ透明な業務の遂行を行うことなどを謳った「教職員行動規範」が定められています。

行動規範には、教職員・学生ひとりひとりの人権の尊重、差別やハラスメントの排除が真っ先に挙げられています。

ハラスメントに関わること以外でも、行動規範の考え方は、学生のみならずにとっても大切なことが示されています。

あらためて、「教職員行動規範」を示しますので、お読みいただき、ハラスメントのない大学をつくっていきましょう。

なお、大学 Web サイトにおけるリンク先は、こちらです。

<https://www.u-shizuoka-ken.ac.jp/guide/philosophy/conduct-code/>

人権の尊重

私たちは、教職員及び学生の一人一人の人格・人権を互いに尊重し、侵害行為には厳正に対処し、健全で活気のある環境の整備に努めます

差別やハラスメントの排除

私たちは、あらゆる局面において、人種・性・地位・思想・宗教などによって個人を差別せず、また優位な立場や権限を利用して他者に不利益を与える言動を慎みます

学生との協働

私たちは、知的共同体の構成員である学生と協働し合って、自由闊達なキャンパス環境を創出します

学生の学習支援と健康増進

私たちは、安全かつ安心な学習環境や施設を提供し、その積極的な整備・改善を推進することで、学生の学習支援と健康増進に努めます

法令及び実験倫理の遵守

私たちは、研究活動や業務の遂行に当たって、関係法令及び学内諸規程、遺伝子組換え・動物実験等を含む実験倫理を遵守し、社会からの信頼確保に努めます

学術研究における不正行為の防止

私たちは、データや研究結果の捏造・改ざん・盗用等の不正行為をなさず、また加担せず、高い倫理性をもって誠実かつ謙虚に学術研究を行います

研究成果の発表の在り方

私たちは、共同研究者全員の十分な了解のもとに研究成果を発表します

研究費の適正な使用

私たちは、外部資金を含む研究費の助成目的を最大限に尊重するとともに、研究費ごとに定められた助成条件を遵守し、研究費を適正に使用します

環境・安全への配慮

私たちは、環境・安全に対して有害となるものの取り扱いには、学内外の承認を得るとともに、環境保全や資源保護の活動を通して、エコキャンパスの実現を推進します

守秘義務の遵守と個人情報の保護

私たちは、業務の遂行で知り得たものについて、守秘義務を厳密に遵守するとともに、他者の個人情報の保護に努めます



学外相談員によるハラスメント相談のお知らせ

草薙キャンパスでは週1回、小鹿キャンパスでは月2回、学外相談員がハラスメントに関する相談を電話又は面談により受け付けています。相談日は毎月、HP、メール及び Web 学生サービス支援システムにてお知らせします。コロナ禍にあるため、必ず事前の相談希望日時での予約をお願いしております。秘密は厳守しますので安心してお気軽にご相談ください。

【予約専用 E-mail】 hmsoudan@u-shizuoka-ken.ac.jp



みなさん、こんにちは。
今回は、他大学の6つの事例から、主に学生に対するハラスメントと認定され、処分を受けた教員の言動を見えます。
あらためて、教員の皆さまは、普段の自分の言動を振り返ってみてください。

1. 交際の強要や就職に対する圧力

指導する学生に対して、映画や食事などに頻繁に誘うなど交際を強要した。また、「君の就職の内定を取り消すこともできる」などといったメールを送るなどの行為を繰り返した(停職処分)。

食事などにしつこく誘う行為は、セクシュアル・ハラスメントの具体例にも挙げられています。また、「就職の内定を取り消させる」などという圧力的なメールは、教員の立場を濫用したアカデミック・ハラスメントに当たります。

2. 他の学生の面前での罵声、厳しい叱責の繰り返しなど

研究室で指導する学生の論文指導にあたって、他の学生や研究生がいる前で罵声を浴びせ、廊下にまで響き渡るまでのきつい口調での厳しい叱責を繰り返した。また、明確な理由や必要性も無く、土曜・日曜の研究室待機を強要した(停職処分)。

他の学生などの面前で、大声で威圧的な叱責を繰り返す行為は、パワー・ハラスメントの具体例にも挙げられています。必要以上の長時間にわたる厳しい叱責を繰り返すことも同様です。また、研究室に早朝から深夜までいることや泊まりの実験を強制する行為、休日をいっさいとらせない行為もアカデミック・ハラスメントの具体例に挙げられています。

3. 人格を否定する言動など(その1)

研究室で指導する学生に対して、「幼稚すぎて指導するレベルに達していない」「君は完全にダメな人間だ」などと人格を否定する言動を繰り返した。また、他大学の大学院に合格した学生に対し、「こいつには、もう指導しない」「研究内容を他大学に持ち出される」「他大学に盗作される」などの不適切な発言を繰り返した。

他の学生に対しても、研究室で長時間にわたって理不尽な叱責を行っていた(停職処分)。

学生の能力や人格を否定するような発言は、アカデミック・ハラスメントとして、学生の修学上の権利侵害に当たります。逆に、必要な教育上の指導を正当な理由なく行わない行為も同様です。

4. 人格を否定する言動など（その2）

研究室で指導する学生に対して、「わかってんのか、お前は。お前は不可だぞ。もう不可だ。決定。なめてんのか、お前は。ここでぶん殴ってやりたいところだ。すみませんじゃねえぞ。こら。殺すぞ。こら。」「人間のクズだ。」などと怒鳴りながら、椅子を蹴飛ばした。
他の学生にも「殺すぞ。こら。」「バカ」「アホ」などの発言を繰り返した(停職処分)。

繰り返しますが、学生の能力や人格を否定するような発言は、アカデミック・ハラスメントとして、学生の修学上の権利侵害に当たります。当然、殴打、足蹴りなどの暴力もパワー・ハラスメントに当たります。

5. 人格を否定する言動など（その3）

指導する学生に対して、学生の成績について指弾し、「君と話をすると、道端でおばさんとしゃべっているくらい面白くない」などと発言した。
また、「日本人なのに日本語が通じないし、話すこともできていない」などの発言を繰り返した(減給処分)。

しつこいようですが、学生の能力や人格を否定するような発言は、アカデミック・ハラスメントとして、学生の修学上の権利侵害に当たります。

6. プライバシーの過度な介入など

研究室で指導する学生に対して、授業時間外に、課題に直接関係のない膨大な作業を要求し、過重な負担を強いた。また、懲罰的と捉えられる不合理な方法での作業を指示し、「指示に違反した場合には研究室を追放する」などというさらに重い懲罰を加えることを示唆した。
また、学生のLINEメッセージを無断で確認し、その内容から叱責するなどプライバシーを侵害した。
他の学生には、90分にわたって大声で叱責し、「研究室を辞めさせてやる」などの発言を繰り返した(停職処分)。

常識的に考えて不可能な課題の達成を強要することや掃除などの雑用を特定個人に集中して押し付けることも、アカデミック・ハラスメントとして、学生の修学上の権利侵害の例に挙げられています。学生のプライバシーや個人的生活に過度に介入する行為も、同じく例に挙げられています。
「研究室を辞めさせる」などと繰り返すことも、学生の進路選択や研究を妨害するものであり、アカデミック・ハラスメントに当たります。



学外相談員によるハラスメント相談のお知らせ

草薙キャンパスでは週1回、小鹿キャンパスでは月2回、学外相談員がハラスメントに関する相談を電話又は面談により受け付けています。相談日は毎月、HP、メール及びWeb学生サービス支援システムにてお知らせします。コロナ禍にあるため、必ず事前の相談希望日時の予約をお願いしております。秘密は厳守しますので安心してお気軽にご相談ください。

【予約専用E-mail】 hmsoudan@u-shizuoka-ken.ac.jp

